

議案第 号

公の施設（宝塚市立養護老人ホーム福寿荘）の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）9月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立養護老人ホーム福寿荘
- 2 指定管理者となる団体 大阪府門真市北島町12番20号  
社会福祉法人晋栄福社会  
理事長 濱 田 和 則
- 3 指定の期間 令和5年（2023年）4月1日から  
令和10年（2028年）3月31日まで

議案第 号から第 号まで

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

令和4年（2022年）7月13日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市立養護老人ホーム福寿荘

指定管理者選定委員会委員長 澤 田 有 希 子

宝塚市立養護老人ホーム福寿荘の指定管理者の候補者選定について（答申）

令和4年（2022年）6月1日付け宝塚市諮問第16号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 選定内容

#### （1） 選定の目的

宝塚市立養護老人ホーム福寿荘を管理する指定管理者の指定期間が令和5年（2023年）3月31日をもって満了するため、令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間における当該施設の指定管理者として最適な候補者を応募者のうちから選定します。

#### （2） 選定する施設

宝塚市立養護老人ホーム福寿荘

#### （3） 応募対象者の選定方法

宝塚市立養護老人ホーム福寿荘は、宝塚市立養護老人ホーム福寿荘条例第11条の規定に基づき、公募にて指定の申請を行った者を総合的に審査し、施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するとされています。

#### （4） 応募の状況

以下の団体から申請がありました。

住 所 大阪府門真市北島町12番20号

名 称 社会福祉法人 晋栄福祉会

理事長 濱田 和則

## 2 審議内容

### (1) 選定委員会委員

委員長 澤田 有希子 (関西学院大学人間福祉学部)

委員 西 貢平 (西貢平税理士事務所)

委員 妙中 信之 (介護老人保健施設ステップハウス宝塚施設長)

委員 佐藤 慶子 (宝塚市介護相談員)

委員 高砂 行彦 (市民公募委員)

### (2) 選定経緯

ア 第1回選定委員会 令和4年(2022年)6月1日

(募集要項・業務の概要、選定基準及び選定方法の決定)

イ 指定管理者募集 令和4年(2022年)6月3日～7月4日

ウ 第2回選定委員会 令和4年(2022年)7月13日

(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

### (3) 評価方法

評価項目(16項目)と配点(130点満点)を設定し、応募者から提出された申請書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、各評価項目を5段階で評価しました。

選定に際しては、委員5名の評価点を合計して650点満点とし、455点(70.0%)を必要最低点と定めて審議しました。

## 3 選定結果

### (1) 選定結果

各委員の評価点に基づいて、委員会で審議を行った結果、申請者を指定管理者の候補者として選定することが最適であると委員全員一致で決定しました。

### (2) 選定理由

別紙のとおり、必要最低点である455点(70.0%)を上回っており、指定管理者の候補者として選定することが最適であると判断しました。

宝塚市立養護老人ホーム福寿荘指定管理者の候補者選定結果

評価項目		配点	配点合計	評価点	
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	50	42	
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	50	42	
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)はあるか	10	50	38	
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	50	42	
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	50	34	
	適正な収支計画がなされているか	10	50	38	
管理運営能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	25	22	
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	25	18	
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	25	22	
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	25	18	
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	25	23	
維持管理能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	50	36	
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	25	20	
特殊性	身体拘束防止に対する取組を計画しているか	10	50	38	
	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に対する取組を計画しているか	10	50	38	
	地域やボランティアとの連携や交流の取組を計画しているか	10	50	36	(得点率)
計		130	650	507	78.0%

出席委員 5 人

宝塚市立養護老人ホーム福寿荘指定管理者選定委員会 選定結果

法人名 社会福祉法人 晋栄福祉会

評価項目		配点	配点 合計	評価	委員				
					A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	50	42	8	8	8	8	10
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	50	42	8	8	8	8	10
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)はあるか	10	50	38	8	8	6	8	8
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	50	42	10	8	8	8	8
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	50	34	6	6	8	6	8
	適正な収支計画がなされているか	10	50	38	8	8	8	6	8
管理 運営 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	25	22	5	4	4	4	5
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	25	18	4	3	3	3	5
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	25	22	4	4	5	4	5
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	25	18	3	4	3	3	5
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	25	23	5	4	5	4	5
維持 管理 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	50	36	8	8	6	6	8
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	25	20	4	4	3	4	5
特殊性	身体拘束防止に対する取組を計画しているか	10	50	38	6	8	8	8	8
	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に対する取組を計画しているか	10	50	38	8	8	8	6	8
	地域やボランティアとの連携や交流の取組を計画しているか	10	50	36	6	6	8	8	8
計		130	650	507	101	99	99	94	114

出席委員 5 名

所見欄

経費支出の管理を適切に行い、削減に努めてください。

## 法人概要書

法人名	社会福祉法人 晋栄福祉会		
理事長名	濱田 和則	設立年月日	昭和54年2月15日
所在地	大阪府門真市北島町12番20号		
基本財産	8,758,445,606円 (令和3年3月31日)	職員数	1605人 (令和4年4月1日)
電話 (法人本部)	072-881-8202	F A X (法人本部)	072-881-9505
電子メール (法人本部)	[REDACTED]		
同様または類似施設の管理運営状況			
施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日
特別養護老人ホーム ナーシングホーム智島	大阪府門真市 北島町12番3号	特別養護老人ホーム	平成5年6月1日
特別養護老人ホーム 宝塚ちどり	兵庫県宝塚市 亀井町10番30号	特別養護老人ホーム	平成17年10月1日
特別養護老人ホーム 高山ちどり	奈良県生駒市 高山町8030番地	特別養護老人ホーム	平成20年6月1日
特別養護老人ホーム ケアホーム中山ちどり	兵庫県宝塚市 中山桜台1丁目7番1号	特別養護老人ホーム	平成23年5月1日
特別養護老人ホーム 萩の台ちどり	奈良県生駒市 萩の台3丁目1番8号	特別養護老人ホーム	平成25年4月1日
特別養護老人ホーム ケアホームちどり	大阪府門真市 柳田町15番23号	特別養護老人ホーム	平成30年3月1日
特別養護老人ホーム 高山ちどり別館	奈良県生駒市 高山町8030番地	特別養護老人ホーム	平成31年1月1日

特別養護老人ホーム 神戸垂水ちどり	兵庫県神戸市 垂水区高丸6丁目7番2号	特別養護老人ホーム	令和元年7月1日
----------------------	------------------------	-----------	----------



（指定管理者の指定）

第11条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に老人ホームの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、老人ホームの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

- (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が老人ホームの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 老人ホームの管理を安定して行う能力を有していること。